

農業クラブ会則

第1章 総則

第1条 この組織は北海道余市紅志高等学校農業クラブという。

第2条 この組織の事務局は北海道余市紅志高等学校におく。

第3条 この組織は北海道余市紅志高等学校の生徒をもって組織する。

第4条 この組織は学校農業クラブ活動を促進して農業の改善と明るい農村の建設に貢献することを目的とする。

第2章 事業

第5条 前項の目的を達成するためには以下の事業を行う。

- (1) 農業技術に関する事業
- (2) プロジェクトに関する事業
- (3) 農村生活および社会奉仕に関する事業
- (4) 指導性の育成に関する事業
- (5) 関係団体との連絡提携に関する事業
- (6) その他、学校農業クラブの目的を達成するために必要と認める事項

第3章 組織

第6条 本会は農業科目を選択すると同時に農業クラブに入会する。1年次生は準会員として入会する。農業科目非選択者のうち特別会員として入会を希望する場合、別に定めるとおり会費を納入し、事業に参加しなければならない。

本会員・・・農業科目選択者対象

準会員・・・1年次生対象

特別会員・・・農業科目非選択者対象

第7条 農業クラブ員は専門分会に所属し自主的に活動する。

- (1) 専門分会は園芸班と食品班とする。
- (2) クラブ員が所属している専攻班で、班長・副班長の選出を行う。
- (3) 専門分会は園芸班・食品班でプロジェクト学習を進めたり、研究活動や研修活動を実際に行う。意見発表、技術競技会も選択科目に応じて専門分会の取り組みとする。

第4章 役員および任務

第8条 本会は次の役員を置く。

生徒役員 農業クラブ長1名、園芸班長1名、食品班長1名、園芸副班長1名

食品副班長 1 名

成人役員 代表 1 名、指導教師 1 名（農業クラブ顧問）

第 9 条 役員は、農業クラブ長を選挙により決定し、任命する。

第 10 条 役員任期は 10 月 1 日より翌年 9 月末日とする。

第 11 条 役員任期は次の通りとする。

(1) 農業クラブ長は本会を代表し会務を統轄する。

(2) 園芸班長、食品班長は農業クラブ長を補佐し、農業クラブ長に支障があるときはこれを代行する。

(3) 副班長は班長を補佐し、委員会および運営委員会の業務を行う。

第 12 条 役員は役員会を組織し、予算、事業計画、決算、その他の重要事項を審議し総会の原案を作成する。

第 13 条 役員改選は 9 月とする。(学校行事等で 10 月となる場合もある)

第 5 章 総会

第 14 条 通常総会は年 1 回開く。臨時総会は役員会において必要と認めるとき、また会員の 3 分の 1 以上の請求があった場合、これを招集する。

第 15 条 総会はクラブ員の 3 分の 2 以上の出席のもとで開催する。

第 16 条 総会の議長はクラブ員の中から 2 名選出される。

第 17 条 総会は会務ならびに会計報告を受ける他、会則の改正、その他重要事項を決議する。

第 18 条 総会の議決は出席者の過半数とする。

第 6 章 運営委員会

第 19 条 運営委員会は事業の目的に応じ農業クラブ長・各専門分会班長、副班長によって運営する。

第 20 条 運営委員会は事業の執行機関である。

第 21 条 運営委員会は農業クラブ長がこれを召集する。但し、運営委員の 3 分の 1 以上の請求があった場合開催しなければならない。

第 22 条 運営委員会は 2 分の 1 以上の出席者をもって成立し、議決は出席者の過半数とする。

第 7 章 会計

第 23 条 学校農業クラブの会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月末日に終わる。

第 24 条 本会員は総会において決定された会費を納入しなければならない。また、準会員は 200 円を納入しなければならない。特別会員は 1,050 円を納入しなければならない。

第 25 条 学校農業クラブは会費及び事業収入をもって運営する。

第 8 章 附則

第 26 条 会則を改正するときは、総会において3分の2以上の賛成がなければならない。

第 27 条 必要な細則は別にこれを定める。その起章は委員会をつくりこれにあたる。

第 28 条 この会則は平成 22 年 5 月 6 日より実施する。

平成 25 年 5 月 2 日 一部改正

令和 4 年 8 月 26 日 一部改正

令和 5 年 2 月 20 日 一部改正